

無電柱化推進検討会議 要綱

(目的)

- (1) 安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上、施設の信頼性の向上等の観点から道路の無電柱化を図るとともに、社会のニーズに対応した道路空間の有効活用を図るべく、今後の無電柱化の促進方策を検討するため、無電柱化推進検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

- (1) 会議は次に掲げる事項について調査検討する。

無電柱化の基本に関する事項
無電柱化の整備に関する事項
無電柱化の制度に関する事項
無電柱化の技術に関する事項
その他、無電柱化促進に関し必要な事項

(構成)

- (1) 会議は、関係行政機関、電線管理者からなる委員で構成し（別添参照）、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。
- (2) 会議は、会議の調査検討に必要な事項について調整を図るため、幹事会を置くとともに、各地方ブロックに地方ブロック無電柱化協議会を置く。

(事務局)

- (1) 会議の事務局は、国土交通省道路局環境安全課道路交通安全対策室とする。

(その他)

- (1) 無電柱化の着実な推進を図るため、毎年度当初に各地方ブロック無電柱化協議会及び幹事会を開催し、進捗状況の把握、必要な調整等を行い、必要に応じて、会議を開催する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、関係者が協議し定める。

付則

この要綱は、平成 3 年 1 月 28 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 15 年 4 月 22 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 16 年 4 月 15 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 18 年 2 月 24 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 26 年 9 月 8 日から施行する。